

平成23年度第1回

さっぽろ食の安全・安心推進委員会  
条例検討専門部会

議 事 録

日 時：平成23年7月25日（月）午後2時開会  
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

## 1. 開 会

事務局（宮原食の安全推進課長） 定刻より少し前でございますけれども、皆さんがおそろいでございますので、ただいまから平成23年度第1回さっぽろ食の安全・安心推進委員会条例検討専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます保健福祉局保健所食の安全推進課の宮原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況の確認でございます。

ただいま出席委員の皆様は6名全員が出席しており、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

さて、この部会は、6月3日に開催された「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」で議決をいただきまして、札幌市が平成24年度の制定を目指している「食の安全・安心を推進するための条例」につきまして、その基本的な考え方や記載条項の案などを検討するための機関として設置されたものでありまして、本日はその第1回目の会議でございます。

皆様におかれましては、お忙しいところ、部会の委員を快く引き受けていただきまして、誠にありがとうございます。

条例と申し上げましても、堅苦しい感じがしますが、後ほどご説明があろうかと思えますけれども、札幌市の決まりでございます。例えば、市民の自治を守ろう、防犯のためのまちをつくろうなどという理念的な決まり、あるいは、野犬が出ているのでそれを取り締まる、放し飼いをした人に対しては罰金を盛ろうというのも同じような条例でございます。そういった決まりをつくっていくものでございます。そして、食の安全についてこれからどういう決まりをつくっていくかということを検討していただきたいというものでございます。

この条例の策定につきましては、市長の選挙公約にも掲げられておりまして、従来、私どもは監視指導という形で飲食店などの営業施設に対して規制的に行ってきたわけですが、市民や事業者の協働、連携によりまして、食の安全確保と安心の創出を目指してまいりたいと考えております。

また、条例についてご検討いただきたい事項としましては、まず、先日の委員会では条例をつくるために部会をつくることを決めたわけですが、条例の必要性から始まりまして、名称、条例の対象範囲、他都市と比較して特色となるような札幌らしさ、罰則をどうするのか、規制的手法を盛り込むのかどうかということなど、いろいろ多岐にわたっております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から積極的に意見を賜りたいと思っております。

直近の食の安全・安心に関する話題としまして、福島県産などの牛肉の一部において、牛に与えたえさの稲わらから高濃度のセシウムが検出され、牛肉が放射性物質に汚染されているのではないかと問題がございます。現在のところ、札幌市内では規制値を超え

るような牛肉は消費者には流通していないことが確認されておりますけれども、市民の食の安全に対する不安は高まっております。このような現状におきまして、生産から販売に至るまでのフードチェーンにおける食の安全確保の重要性がより一層増しております、条例をつくることによって、行政、事業者、市民が一丸となって食の安全・安心を支えていくことが極めて重要ではないかと考えております。

食の関心はかなり高いものですから、今日は報道機関も多数お見えになっております。今後、条例の検討を進めるに当たってこの部会が活発な議論の場となりますようお願いしたいと思っております。

## 2. 委員等紹介

事務局（宮原食の安全推進課長） 続きまして、本日は初めての部会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

こちらからお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますけれども、その場でお立ちいただきたいと思っております。

北海学園大学法学部の大西委員でございます。

市民公募委員の大宮委員でございます。

札幌商工会議所食品関連部会の大金委員でございます。

一般社団法人札幌市食品衛生協会の田中委員でございます。

社団法人札幌消費者協会の行方委員でございます。

市民公募委員の藤原委員でございます。

なお、本部会の部会長及び委員につきましては、お手元の資料2-1の「さっぽろ食の安全・安心推進委員会設置要綱」第8条第3項によりまして、同委員会の委員長が指名する形式となっております。委員会の一色委員長から、部会長には大西委員を指名しておりますので、大西委員に司会をお願いしたいと思っております。

お時間の都合上、部会長及び各委員の指名書につきましてはお席にあらかじめ配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、札幌市の関係職員を紹介させていただきます。

食の安全推進課調整担当係長の小山内でございます。

主査の畠山でございます。

食の安全推進課食品保健係の重永でございます。

次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料は、事前にお送りしておりますけれども、ご確認をいただき、不足などがありましたら事務局にお知らせください。

まず、会議の次第、座席図、委員名簿、資料1から4まででございます。また、参考資料としまして、条例について及び条例制定に係る手続の2種類をお配りしております。補足資料としまして、条例の必要性についてというものをお配りしております。

すべてお揃いでしょうか。

### 3. あいさつ

事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、議事に入らせていただく前に、初めての会議ですので、ここで大西部会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

部会長、よろしくお願いいいたします。

大西部会長 先ほどご紹介がありましたように、一色委員長からのご指名ということで、この場に座らせていただいております。

私は、大学で行政法という分野を担当しております。このたび、札幌市における食の安全・安心を一層確実、安定的に推進するという事で条例の制定が話題になっております。条例について多少は知っているだろうということで一色委員長から指名を受けたという経緯です。

あらかじめ、2点のポイントをお示ししておきたいと思えます。仮に条例を制定することになりますと、法的な観点からは、最低、次の2つの点を意識しておいていただきたいと思えます。1つ目は、条例そのものの必要性です。これについて、いろいろな角度からご議論、ご検討をいただきたいと思えます。2つ目は、どのような手法を使って条例の目的を実現していくかということです。いろいろな手法がありまして、先ほど宮原課長からご説明がありましたが、規制や罰則が一番厳しい形になると思えますが、それ以外に、情報を提供するにとどめるとか、行政指導をたくさん使うとか、そういうソフトな方法で目的を実現することも可能です。

条例の必要性、目的を達成するための手段について特にご留意いただきたいと思えます。もちろん、条例制定の中でのポイントはこの2つに限られておりません。何も2つに限定するという趣旨は毛頭ございませんので、多様な観点からご意見、ご検討をいただきたいと思えます。

そのような議論の中から、条例になじむもの、条例以外の場で考慮、検討した方が適切だろうと思うものがおのずと見えてくるということだろうと考えております。皆様方におかれては、ぜひご遠慮なく、自由に、積極的にご意見をお示しいただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

事務局（宮原食の安全推進課長） ありがとうございます。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日は、報道機関の方もお見えになっておりますけれども、この委員会は、札幌市情報公開条例第21条の規定によりまして、原則公開することとしております。配付資料や議事録は、そのまま後日、札幌市のホームページに掲載する予定でございますので、ご了承願います。また、発言は挙手の上、お願いいいたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、大西部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

#### 4. 議 事

大西部会長 それでは、以下、私の方で進行させていただきます。

本日の議題は4つあります。

条例の制定に係る背景及び必要性について以下、4つあります。本日の終了時刻を15時30分と予定しておりますので、皆様方には、ぜひご協力のほどをお願いいたします。

それでは、1つ目の議題であります。条例に係る背景及び必要性についてです。

その前に、僭越ですが、私から皆様方に対しまして、導入として条例とは何かということについて簡単に説明させていただきたいと思っております。その後、事務局より、今後、検討を開始する条例につきまして、これまでの背景やその必要性についての説明をいただきたいと思っております。

資料等は特にございませぬ。あらかじめ配付されている資料の最後から2枚目の参考資料1を時々ご参照いただければと思っております。

ごく簡単なお説明ですが、条例とは一体何だろうかということを確認させていただきたいと思っております。

次のように、法律と比較してお話しするとわかりやすいと思いたしましたので、具体的には道路交通法を例にとりまして、条例の持っている幾つの特徴をご説明したいと思います。

例えば、道路交通法です。言うまでもないことですが、自動車の自由な運転を制限しております。具体的には、運転免許の取得を義務づけております。したがって、無免許運転は処罰されることとなります。また、例えば事故を起こした、スピード違反をしたなど、一定の条件がそろいますと、運転免許の効力が停止されます。いわゆる免停です。それから、相当重い違反をしますと免許が取り消されてしまうこともあります。

ドライバーが無免許運転でない、自分は無実だということを主張したい場合には、刑事訴訟という裁判で争うこととなります。それから、免許の効力の停止は間違っていると考える場合には、免停処分取り消し訴訟という行政訴訟を起こして争うこととなります。

刑事訴訟でも、行政訴訟でも、裁判官がレフリーになるわけですが、裁判官は道交法という法律を基準にして、無罪であるかどうか、免停処分は違法であり、取り消されるべきかどうかを判断します。

このように、法律は、私たち国民の自由を制限するとともに、無罪、有罪、適法、違法という法的判断の基準となります。条例も基本的には同じだということです。条例は、違反した国民を処罰する根拠になることもあるわけです。このように、条例は、法律と同じように、国民の行動を規制し、裁判官の判断を左右する法的な力を持っております。

なお、気をつける必要があるのは、このような法的な力を持たない法律や条例も存在しているということです。法的な力があるのか、ないのかは、法律や条例の解釈で決まります。これが条例とは何かということで、法律と比較して基本的には法律と同じような法的な力を持っており、その具体的な意味は、裁判官や我々国民の権利、自由を制限すること

と、もう一つは、裁判におけるさまざまな判断の基準になるという特徴をご説明いたしました。

それから、ごく一般的な話になりますが、参考資料1です。条例の問題を考える際に、基本的に覚えておかなければならないポイントが一覧表になって載っております。

とりわけ重要な問題は、法律に違反する条例の制定はできないということです。参考資料の上に、(1)で条例制定の範囲と限界という論点が示されております。これは、憲法、地方自治法という法律によって決められております。

それから、先ほど罰則を条例で制定することもできることをご紹介しましたが、地方自治法は、一定の限度、上限を設けております。したがって、この地方自治法の制限に反する罰則を条例で制定することはできないこととなります。

それから、申しお忘れましたが、条例というのは、言うまでもなく、地方公共団体、例えば札幌市における議会、札幌市議会の議決を経て制定されるものです。議会が制定する条例に対しまして、札幌市長など、細かく言いますと各種委員会もありますが、首長が制定する権限を持っているルール、規則も存在しています。

ここまで話が及ぶかどうかまだ定かではありませんが、条例と規則との関係についても一言だけご紹介しておきたいと思っております。

条例と規則でそれぞれ役割分担が決まっているわけではありません。両者がともに同じ問題について、同じ目的から同じような内容のルールを決めることもあり得るということです。参考資料3の1行目にありますが、基本的には議会と首長が独立、対等の立場にあるということが説明の理由です。

しかし、全く同じ問題について条例と規則が矛盾したルールを決めているということになりますと混乱が起きますので、一般的には条例の方が優先すると考えられています。

それから、先ほども触れましたが、最もポイントになる点です。先ほどは法律と言いましたが、法律の中には政令、省令、規則等、規則というものは国で定めるものですが、これに違反することはできません。4でお示ししてあるとおりです。下から3行目にあるように、条例の効力は国の法令に劣るということです。

ごく簡単ですが、条例とは一体どのようなものかということに関するご説明とさせていただきます。

以上につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、いつでも構いませんので、今後の議論の中で、もしご不明な点が出てまいりましたら、ご遠慮なく質問していただきたいと思います。

それでは、引き続き、背景と必要性につきまして、事務局から説明をお願いいたします。事務局(小山内調整担当係長) 調整担当係長の小山内です。よろしく申し上げます。

それでは、1つ目の議題につきまして、私から資料1-1、1-2、今日お配りしております補足資料に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

まず初めに、資料1-1をご覧になっていただきたいと思いますのですが、私ども札幌市におきま

しては、食の安全・安心に関しまして、これまで市民アンケートや事業者の皆様方にご意向を調査させていただいて、平成20年に市民アンケートをとらせていただいているところでございます。また、平成21年2月、3月ぐらいに食品関係事業者の食に関する意識調査をさせていただきまして、事業者の皆様方が食の安全・安心につきましてどのようにお考えになっているのかという基礎的なことを調査させていただいているところです。

こういったものをバックグラウンドにしまして、市民の皆様方が食の安全・安心に関して非常に意識が高いということ、併せまして事業者の皆様方もそれぞれ意識を持ちながら取り組んでいらっしゃるということを受けまして、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業」を並行して進めながら、皆様方が所属しております委員会で「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」を平成23年2月に策定したところです。

そういったことを受けまして、資料1-1の1の条例制定に係る背景の(1)です。

これまで、札幌市だけではないのですが、全国的に食の安全に係る偽装表示等の犯罪が非常に増えてきている状況がございます。(ア)に書いてある検挙件数は、食品の産地等偽装表示違反は着実な増加傾向があるということです。これは、資料1-2のグラフ等々で示させていただいておりますが、平成17年、20年比で約4倍ぐらい増加している状況です。併せまして、検挙事件数、食品衛生関係事犯ですが、これは表示だけではございませんけれども、そういったものも着実に増加しております。これも平成17年から20年比で見ますと大体2倍ぐらい増えております。

それから、資料2-1にあります食品表示110番の実績です。これも、5年前の平成17年とデータが古くて申しわけないのですが、21年には1万件以上も増加している状況がございます。

併せまして、資料1-1の(2)市民意識の現状です。我々が平成20年に行ったアンケートですが、食の安全への意識が非常に高く、市民アンケートでは95%ぐらいの方が食の安全・安心について意識を持っているということがございます。また、8割以上の方が、食品の安全性や品質を重視している事業者を最も信頼できるという考えを持っております。

市民、国、犯罪事例等々、また先ほど申しました事業者へ食に関わる意識調査を行ったところ、食の安全・安心に関する地域課題はおのずと見えてきております。食の安全と信頼の確保を図っていく上で、消費者側、事業者側、行政というところでそれぞれ地域課題が浮き彫りになっている状況でございます。そういったことを、さまざまな手法を用いて解決していくことも考えなければなりません。その一環として、札幌市としては、条例の制定も必要ではないかと考えているところでございます。

また、国や道の動向でございますが、国も平成15年に食品安全基本法という法律をつくっております。従来は食品衛生法以上に、食品安全の基本を守るという観点で法律を制定しております。それから、道を初めとしまして、各自治体で条例、基本的な指針を相次いで整備されている状況でございます。札幌市におきましても、こういった背景を受け

まして、より実効性の高いものにするために条例の制定が必要ではないかと考えているところでございます。

次に条例の制定に係る必要性についてであります。今お話ししました背景を踏まえて、市民共通の願いである「安全・安心な食のまち・さっぽろ」を実現するために、次の観点から条例の制定が必要であると考えております。

1つ目としましては、理念の共有に向けて、2つ目としましては、主体間の役割の明確化に向けて、3つ目としましては、施策の着実な実行に向けてということを書いてございます。

理念の共有に向けてでございますが、市民、事業者、行政それぞれが役割、責務を認識して、それを共有するために、基本的な考え方を条例の中で明確にする必要があるのではないかと考えており、そのために条例の制定が必要ではないかということです。

それから、(2)の主体間の役割の明確化につきましては(1)と関係しておりますので、省略いたします。

3つ目の施策の着実な実行に向けてということで、事業者の皆様方の自主的な取り組みのさらなる支援を充実させたり、市民の視点による環境整備、市民参加を主体的に促すために、条例をしっかりと決めていくことは必要ではないかと考えているところでございます。

続きまして、補足資料をご覧になっていただきたいと思います。

1に条例の背景と現状がございます。

先ほど来申しましたように、平成20年に市民アンケートをとりまして、行政への要望のベスト3が検査、監視指導、表示対策の強化を挙げております。このほかに、情報提供をしっかりとしてほしい、市民参加をもう少しできる事業を増やしてほしいというものも挙げられておりますが、上位は監視指導、検査、表示対策でした。

こういったアンケート結果はございますが、監視指導等の強化には一定の限界があると考えております。そういう意味で、今までの我々行政の規制的手法プラス市民、事業者の皆様方と協働、連携して、両輪で食の安全と信頼の確保をしていこうという取り組みをしていきたいと思っているところです。

2の条例の必要性ですが、行政の取り締まり主体から市民の目と力を生かす施策を展開することにより、新たな食の安全確保の概念を市民に浸透させていく必要があるということです。そのために、下に書いてありますが、市民の主体参加による食の安全と信頼の確保に向けて、「連携・協働」と規制の両輪による施策展開の法的基盤を整えて、執行体制を盤石化していくことが考えられます。そこで、条例が必要だということを私どもで考えているところでございます。

最後になりますが、条例を制定してどのような効果があるのかということ、簡単に資料1-1の3に書いております。

1つ目は、事業推進の実効性の向上です。先ほど申しましたように、法的基盤が整いますと、条例に基づく事業展開ができますので、そういう意味で実効性の向上が図れるとい



うことがございます。

2つ目は、推進体制の確立です。現在、皆様方に就任していただいている「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」につきましては、設置要綱を用いて設置させていただいている類似機関となっております。それが、条例で審議会的な役割を持たせて、皆様方の意見をもっとしっかり反映させていくということで、条例で委員会や審議会的なものを設置できる、そうすると、皆様方の意見をより反映しやすくなるということも考えられます。

3つ目は、市民一人一人の利益の拡大で、(1)や(2)について整ってまいりますと、間接的に、消費者をはじめ、事業者の皆さんの利益を拡大することにつながるのではないかと我々は考えているところでございます。

雑駁ではございますが、条例制定の現状と背景、必要性について、札幌市としてはこのように考えているということの説明させていただきました。

以上です。

大西部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、ご自由にご発言いただきたいと思います。

この部会は、新たな条例を制定するに当たって、その基本的な考え、盛り込むべき項目等について意見、提案を行うのが役割となっております。したがって、皆様には、ぜひ積極的なご発言をいただきたいと思います。

どなたからでもご自由にお願いいいたします。

大宮委員 資料1-1の条例制定に係る背景で、近年、検挙数や相談件数が増えているとあります。例えば、具体的に(ウ)の食品表示110番の相談件数が本当に増えているということがグラフを見てもわかるのですが、内容的にはどのようなものでしょうか。

事務局(小山内調整担当係長) こちらの出典は、農水省のホームページからとっているものを参考にしておりまして、細かい相談内容については私どもでは持っておりません。ただ、食品表示につきまして、本市でも電話等々で相談を受けておりまして、その中の事例で申しますと、産地表示の事例があります。そういったことが多く感じられます。例えば、これは何々産と書いてあるけれども、本当にそこでとられたものなのかどうか、この表示は、日付はこうなっているけれども、合っているのか、ここの産地で間違いのないのかという事例が多いように感じられます。この資料にお示しした内容については持っていませんが、国の方でも大体はそのような内容に近いものではないかと思われれます。

大宮委員 ということは、食品表示110番の実績についてというグラフは、札幌市のものでなくて、農水省ということですか。全国ということですか。

事務局(小山内調整担当係長) そう考えていただければと思います。

大宮委員 上もそうですか。

事務局(小山内調整担当係長) こちらも、私どものものではなくて、国のホームページからとっているものでございます。札幌市だけではなく、全国の動向としてとらえてい

ただくように載せさせていただいているものでございます。

大宮委員 今、お電話で、この表示は合っているのかという相談があったということですが、そういうときに、現状ではどういう対応をされているのですか。

事務局（小山内調整担当係長） 表示の相談につきましては、私ども札幌市保健所だけではなく、北海道農政事務所という国の機関でしたり、JAS法の関係もございまして、北海道の消費の関係の部局も対応しております。それぞれで情報を共有しております、所管しているところが受けた案件について調査をさせていただき、必要に応じて立ち入り等をしているのが実情でございます。

大西部会長 ほかに、ご質問、ご発言をご自由に賜りたいと思います。

行方委員 今の質問にかかわることですが、私ども札幌市消費者協会でも、札幌市の消費者センターから消費者相談を受けております。具体的な数字は持ってきておりませんが、その中でも食に関する相談は非常に多いのです。異物が入っていたということから、少しお勉強すればわかるようなことでも簡単に消費者相談に入ってきます。内部でわかることはお答えするのですが、それを保健センターや保健所に相談を回して回答していただくということもでございます。

そんな中で、消費者センターも、ここ数年、食品表示に関する講座を毎年設けておりまして、年10回ぐらいの講座で、施設の見学に行ったり、卸売市場を見学に行ったりします。もちろん、表示に関するお勉強もするのですが、毎年、応募者が非常に多くて、若い世代が多いのですけれども、30代、40代の方は興味を持ってお勉強に来られているのです。ですから、食に関する意識はすごく高くなっていると思います。

そういうかかわることでお話ししたいと思いました。

大西部会長 行方委員、どうもありがとうございました。

札幌市ではどうでしょうか。道内や札幌市に直接関連するようなデータはお持ちでしょうか。

事務局（小山内調整担当係長） 本日手持ちにはないのですが、後日皆様にご提供することはできると思いますので、整理して、札幌市の状況を挙げさせていただきたいと思えます。

大西部会長 ぜひ、よろしく願いいたします。

ほかにご意見やご発言はございませんか。

藤原委員 今の質問に続いて、いろいろなデータの数字が、最後の集計の目的によってかなり変わると言うのですが、検挙件数と言っても、意識の高まりによる検挙件数と、実際に事業者の悪質な面が顕在化した検挙件数とは、背景が異なると思うのです。それについての客観的な数値の分析は、単純に数が増えたという見方ではないと思うのです。その辺の根っこになっている部分を札幌市で把握されているとしたら、お答えいただければ助かります。

事務局（小山内調整担当係長） 申し訳ございませんが、私どもは、今、藤原委員がお

っしゃったようなところまで分析しておりません。また、この検挙事案は、警察のデータでございまして、基本的に私ども保健所が検挙するという話になりませんので、そこら辺の分析はなかなかできないと思っているところです。ただ、潜在的な部分や意識的な部分かどうかという分析はできておりませんが、時期的なことも含めまして、数は間違いなく上がってきたというふうにとらえていただければと思っております。

大西部会長 どうもありがとうございました。

これは、平成18年、19年の間でぐんと数字が変わっていますね。恐らく、産地偽装などが騒がれた時期だろうと思います。問題は、平成19年以降も数字が落ちていないところだと思えます。

ほかにご意見、ご発言はいかがですか。

大金委員 商工会議所の代表で来ておりますが、事業者の立場で発言いたします。

条例などもいいのですが、一方で、近年を見ていますと、むしろ消費者側のたちの悪いクレームもあると思います。特に、何か事件があって、報道が増えているときは、必ず増えるのです。異物が入っているということで、行ってみると、ないのです。いかにもうそということがよくわかるクレームが物すごく増えております。

ですから、食品を監視するということプラス、消費者側にも問題があることが近年は増えておりますので、単純に検挙数が増えているということが条例制定の背景という言い方よりも、もう少し崇高な理念をぜひつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

大西部会長 どうもありがとうございます。

今の観点は、条例制定、あるいは条例をめぐる議論の足もとをすくわれかねない話につながるかもしれません。もし、情報などのご用意があれば、札幌市からもご発言をお願いしたいと思います。

事務局（宮原食の安全推進課長） 特にどれぐらいかという数字をお示しするための手持ちの資料はありません。ただ、大金委員がおっしゃったように、消費者の立場として、そういった食品に対して理解をしていただくことも含めまして、この条例の中で検討していただければと思っております。

大西部会長 どうもありがとうございます。

藤原委員 確認です。

2の(2)にあります。今回の条例に当たりまして、安全・安心な食のまちづくりを効果的に推進していくために、市民、事業者、市のそれぞれの役割を明確にすると。それでは、この条例は、それぞれの役割、見方によってその中身も検討する内容もかなり変わってくると思うのですが、行政サイドから見た市民向けの条例というふうに考えた方がよろしいのでしょうか。それとも、市、事業者向けの条例となるのか、今後になると思うのですが、もし優先順位があるとすれば、核はどちらの基盤になるのかということを確認します。

事務局（小山内調整担当係長） 私どもといたしましては、今、委員がおっしゃったように、どちらに力点を置いているということはございません。と申しますのは、先ほど来申しましたように、市民、事業者の対立的な話ではなくて、行政との3者が同じ土俵で、それぞれでできることをしっかりやっていこう、お互いに理解し合おうという考え方を持っております。ですから、誰が中心かということではなく、また、誰向けかということではなくて、誰もが、この条例を見て、御理解と御協力をいただけるものにしたいと思っております。

ですから、先ほどの大金委員のお話にもありましたように、数的なことだけではなくて、先ほど私も申しましたが、市民一人一人が、これをつくることによって利益の拡大を図れるものになればと思っております。

大西部会長 どうもありがとうございます。

どうぞ自由にご発言いただきたいと思います。

大金委員 背景や必要性を超えて、最終的には条例をつくる目的の問題になりますね。何のために条例をつくるかということ、札幌市の食の安心・安全を継続的にさらに充実させていって、都市としての機能の価値、魅力を高めるという目的の中でこの条例があるというふうに認識しておけばよろしいのですか。

事務局（小山内調整担当係長） 今、大金委員がおっしゃったところも私どもは踏まえております。しかし、決して条例をつくることありきという話ではありません。ですから、皆さんの意見を受けまして、こういうものであれば必要ないのではないかという話になれば、そういう方向もあると思います。そういったことを含めて、皆さんのご意見をいただいているところでございます。

ただ、繰り返しになって申し訳ありませんが、せっかくだら、いいものになりたいと思います。市民にとっても、事業者にとっても、それぞれの立場の方々が、これは私たちにとっていいな、今までにないところだなと、一方向から見ただけかもしれませんが、そういうところでご意見をいただけたらいいなということでございます。

答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

大西部会長 どうもありがとうございます。

基本的には、関係当事者は事業者、一般消費者、行政の3者がいらっしやると思います。この3者の利益が同じ方向を向いて共通の利害から発言できるということはなかなかないと思いますが、それを、この話し合いの中でまとめられるところはまとめる、同じ方向を向くところは向くという基本的なスタンスでしばらく議論をさせていただきたいと思っております。

行方委員 具体的に、消費者というところで気になるのは、消費期限のことです。

例えば、製造元はリスクを少なくするために早目、早目に設定していると思われます。例えば、デパートで売っている揚げかまぼこは、そこで揚げて売っているのですが、消費期限はその日のうちなのです。これは大宮委員もわかると思うのですが、必ずしもその日

のうちに食べるわけではなくて、余裕を持って食べると思うのです。そういう意味で、生産者や製造者は早目に設定してリスクを少なくしようとしているのではないかということと、利用する側の実態をわかっていないのではないかと思うことがあります。

私も、一度、デパートの物産展でお漬物を買ったのです。消費期限がかなりあったものですから、ちょうど娘が夏休みに帰ってくる時に間に合うと思って、チルドルームに入れておいたのです。冷たい方が、発酵が少なくて、もつと思ったからです。しかし、消費期限内であるにもかかわらず、発酵し過ぎてしまって、酸っぱくなっていたのです。食べるに耐えられない状態だったのです。もともと漬物は発酵食品ですから、酸っぱくなるのは当然ですが、消費期限ですので安全だ、大丈夫だと思って買っていたにもかかわらず、食べられない状態だったので、デパートに言いました。それは、東北かどこかの漬物だったのですが、デパートに置いているものは、消費者としてはかなり信用して買っているわけです。

私は、こういうことがあったので、デパートは仕入れている方だけでも、仕入先に連絡をとって、そういうことを注意してほしいとお伝えしたのですが、デパートの担当者にクレーマーと思われたようで、物すごくしつこく聞くのですね。そして、代金を返しますみたいなことを言うのです。漬物で、数百円ですから、私は返してほしいということをお願いしたいのではなくて、製造元にこういうことがあったことをお伝えしていただいて、消費期限の決定もいろいろ検討してほしいということ言ったのです。

そういう体験もあったので、私を感じるところをお話ししました。

大西部会長 ありがとうございます。

今の行方委員のご発言は、消費期限をめぐって、業界側が安全・安心を気にして早目の設定してしまい、もったいない場面が出てくるということと、消費期限内であったにもかかわらず、とても食べられないものもあったというご指摘ですね。

大金委員からもご発言があればお願いします。

大金委員 そのとおりだと思います。

行方委員 国の方でも、消費期限と賞味期限については見直す方向性が出ているのですね。

事務局（小山内調整担当係長） 私も詳しいところはまだ押さえていないのですが、正式なものはまだこちらにおりてきておりません。

大西部会長 田中委員からご発言があればお願いします。

田中委員 私ども食品衛生協会ですが、事業者の立場からの発言になります。

既に、営業者は食品衛生法という厳しい法律で自主管理などをやっております。新たに条例制定ということですが、既に厳しい法律で縛られている皆さん方なものですから、これ以上厳しくされると困るなという思いであります。ですから、どちらかということ、縛るものではなく、もう少しやわらかい感じのものであればいいなと思っています。

大西部会長 どうもありがとうございました。

大宮委員 一番最初の大西部会長のお話で、今回の条例をつくるということに関してですが、条例というのは、何々をしてはいけないということですね。

大西部会長 必ずしもそういうことではありません。情報提供のように、何かをしましょうという内容の条例もたくさんあります。

大宮委員 どちらかという、これをしてはいけない、あれはしてはいけない、それを破ったらどうのというものをつくると思っていました。そうだとしたら、また厳しくなってきたりするのかなと思っていました。

大西部会長 冒頭の私のご説明で一部誤解を招いたとすれば、おわびします。

法的な力があるか、ないかということです。それが法律や条例もないわけではありません。冒頭に宮原課長からもご説明がありましたように、一般的に理念条例と呼ばれていますけれども、何々をしましょうという努力宣言のような条例も中にはあります。つまり、一番厳しい内容を持っている条例は、道交法や刑法のように、何かの違反行為があると処罰、処分しますというものにももちろんなり得るのです。しかし、そうではなく、法的な力としては余り意味がないものもたくさんあります。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

大西部会長 それでは、時間が押しておりますので、次に、2つ目の議題に移らせていただきたいと思います。

この専門部会の運営についてですが、これは、この部会の位置づけ、役割、今後の部会での検討スケジュールを確認するものです。あわせて、条例制定に向けた全体のスケジュールについてもお示しするものです。

事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(小山内調整担当係長) それでは、時間の関係もございまして、簡単に説明させていただきたいと思っております。

資料は2 - 1から2 - 4まででございます。

まず初めに、資料2 - 1です。皆様ご承知のとおり、本部会は、設置要綱に書いてございますとおり、第8条で規定されておまして、6月3日に出席していただきました委員会の中で決めて、設置している部会の位置づけと考えていただければと思っております。

続きまして、資料2 - 2でございますが、条例検討フローを書かせていただいております。左側が札幌市で、右側が委員会や市民、議会等を書いております。基本的な流れでございますけれども、検討のテーマを事務局の方でお示しさせていただきまして、委員会もしくは部会で検討をしていただきます。そして、この部会では、各テーマに関し、委員としての考え方等について意見を述べていただきまして、条例に関して、先ほども申しましたとおり、必要かどうかを含めて取りまとめていただきます。そして、本委員会に一度返していただいて、委員会として札幌市に提出していただくことを考えてございます。

その意見書をもとにしまして、必要だということであれば、条例の素案を札幌市でつく

ります。また、素案をつくった段階でパブリックコメントや意見を聞ける機会を設けまして、市民の皆様方に意見募集をかけたいと思っております。

その意見募集を受けた後、それぞれの項目について検討を加え、条例案を作成し、それを議会に上程する形になります。そして、議会の議決を受けて、最終的には条例を公布する形になろうか思います。

ですから、今、皆様方に検討していただいております条例検討専門部会につきましては、冒頭に部会長からお話がありまして、条例の基本的な考え方やあり方について意見を述べていただいて、その意見を取りまとめる部会だと考えていただければと思っております。

続きまして、資料2 - 3ですが、条例検討専門部会の検討スケジュールです。今年度第1回目の部会がきょう開催されておりますが、残りは2回から5回を予定しております。状況に応じて4回で終了することもあるかと思っておりますけれども、年度内に全部で4、5回を予定しております。各回は90分から120分くらいを考えておりまして、今日は、皆様方に、条例についてご認識していただくため、資料を提出させていただき、札幌市はこういうことを考えているということをご説明させていただいたところです。

2回目以降につきましては、そちらに書いておりますとおり、今回の議論の結果を整理して、さらに議論を深めまして、さらにそれぞれの役割について、市民、事業者、行政はどうか、それぞれの連携のあり方や、条例の名称についても、もしつくるのならこういうものがないのではないかという検討課題を提案させていただきたいと思っております。

また、ここに書いてあるものは案でして、これから少しずつ議論の状況を見極めまして、それぞれの検討課題を提出させていただきたいと思っております。

続きまして、資料2 - 4でございます。

こちらは、条例制定に係る全体のタイムスケジュールについて、まだ案の段階のものですが、お示ししております。先ほど申しましたとおり、今は7月下旬になりますが、以降から今年度中に4、5回の条例検討専門部会を開きまして、その間に本委員会を絡めていければと思っております。最終的に、順調に進めば、来年7月ぐらいに条例の本案ができて、10月に議会にかける形で進めているところでございます。しかし、これにつきましては、皆さん方の議論によりまして流動的なものでございますので、あくまでも案というふうにご理解をいただきたいと思いますと思っております。

条例検討専門部会の位置づけ、役割、その他検討スケジュールにつきましては、以上でございます。

大西部会長 どうもありがとうございます。

以上の説明に対しまして、ご質問、ご意見等は何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

大西部会長 それでは、3つ目の議題です。

他都市での食の安全・安心を推進するための条例の概要です。他のところはどのように

考えているのかということです。これは、食の安全・安心に関する条例について、既に他の自治体で制定しているところが幾つかありますので、それらの条例の基本的なつくり、内容について、事務局よりご説明申し上げます。

それでは、お願いします。

事務局（小山内調整担当係長） 引き続きまして、資料3-1、3-2に基づきまして、私からご説明させていただきたいと思います。

今、部会長からもありましたとおり、食の安全・安心に関する条例です。名称はいろいろありますが、このたぐいの条例につきましては全国で多々つくられております。資料3-1にありますとおり、全国的な動向といいますか、どんなものがあるのかということをお話したいと思います。

背景につきましては、先ほど説明したとおり、全国的にも食の安全・安心を揺るがす事件、事故の情勢がありまして、国民の意識が上がっていること、それから、国も法令を整備している状況があり、各自治体では条例をつくる動きが出てきたところでございます。

平成15年の食品安全基本法ができた後ぐらいから急速に条例が制定され始めてきているところでございます。先ほど部会長からありましたとおり、条例につきましては、自治体によってさまざまございまして、後ほど説明しますが、東京などは罰則を持っておりますし、本当に理念的な条例も中にはございます。条例の中身につきましては、それぞれの自治体でこのような委員会を持ちまして検討した結果、制定されている経緯かと思っております。

基本的には、中段に書いておりますが、安全な食品を供給して安心を実感していただくという観点から、安全の確保は当然ですし、安心のための情報提供を共有しよう、そういうことを推進するために条例をつくるということが制定の経緯だと考えております。

視点としましては、このようなことが基本骨格として盛り込まれている状況でございます。条例制定の視点1、2、3と書いてあります。

1つ目は、条例をつくるにあたっての基本理念を掲げております。また、市民の役割、行政の責務等々の明確化をしております。2つ目に、食品による健康被害の未然・拡大防止の強化・充実という観点も入っております。3つ目に、食の安全・安心に関する基本方針、推進体制の明示ということで、食の安全と信頼を確保するための基本方針を条例に盛り込んでいるところでございます。

雑駁ですが、条例のつくりとして、全国的にはこういう3つの視点が盛り込まれております。

下段になりますが、他自治体の状況です。

1の都道府県の状況は、28の自治体で制定が済んでおります。これは、4月1日現在なので、もしかしたら現在は若干ふえているかもしれません。指定都市では、名古屋市と京都市が20年、21年に制定を終えているところでございます。名古屋市につきましては、大消費地ということで、そういった観点から消費地に合った条例をつくっております。



し、京都は、観光都市ということで、そういうことを意識した食の安全・安心を目指すような条例をつくっているように思われます。

続きまして、資料3 - 2でございます。

1カ所訂正がございまして、東京都の食品安全条例です。左側に特徴的項目がありますが、緊急時の対処というところに、丸をつけておいてください。今、28の都道府県でつくっておりますが、札幌市に關係する北海道と東京都、政令市は2つしかないので、そちらを挙げさせていただいているところです。

条文数につきましては、20から多いところで40弱ぐらいになっております。左側に骨格的項目、標準的項目、特徴的項目と書かせていただいておりますが、これは、私どもで便宜的に分けさせていただいたものです。骨格的項目というのは、先ほど話させていただきましたが、多くの自治体が入れている条項です。それから、標準的項目は、多くの自治体ではないですが、入れている自治体が比較的見受けられる項目です。特徴的項目は、その自治体独自の項目です。ただ、本日は4つの自治体しか挙げていないので、丸が4つともついておりますが、ほかの自治体には少なく、ここに挙げている自治体が偶然4自治体とも持っているということでございます。

骨格的項目につきましては、先ほども申しました基本的視点に盛っているようなことでございます。時間の関係がありますので、特徴的な項目について幾つかお話ししたいと思っております。

1つ目の自主回収報告制度と2つ目の回収等に対する指導というのは、前の委員会でも話がありましたが、現在、札幌市では要綱等々で整理させていただいております事業者が自主回収するときの義務づけを条例に盛っているもので、これは義務規定になるかと思っております。

それに伴いまして、東京都、名古屋市、京都市等々につきましては、回収もあわせて指導しているという条項を持っております。

続きまして、緊急時の対処です。東京都は、都民に対して緊急的に対処しなければならないものについて、必要な措置を講ずるという条項に盛っているところでございます。

それから、表彰というのは、京都市にあります。食品等の安全性の確保に関し、顕著な成果を収めた事業者を市長が表彰するものであります。

また、トレーサビリティについては、消費的な位置づけです。北海道は生産者の方へも目を向けて条例の組み立てをしておりますので、札幌市が目指している条例とは立ち位置が少し違っております。生産的な農業等を意識して、今は遺伝子組換え等々の話も出てきておりますが、こちらの観点がありますので、トレーサビリティなども盛っております。東京都も、消費地であります。都道府県という位置づけのもとでトレーサビリティの条項を盛っていると考えられます。

また、北海道につきましては、財政上の措置についても、条例でしっかり盛っております。

また、罰則につきましては、東京都でつくっております。先ほどお話ししましたけれども、報告義務等々を怠った場合は罰則で対処するというつくりになっております。名古屋市、京都市につきましては、罰則規定は設けておりません。

資料3 - 1、3 - 2につきましては、以上でございます。

大西部会長 どうもありがとうございました。

どこかの自治体の条例を一つでも構わないと思いますけれども、サンプルであらかじめお配りしていただければ、イメージがもう少し具体的になるかもしれませんね。

事務局（小山内調整担当係長） 会議が終わりましたら、配らせていただきたいと思えます。

大西部会長 北海道のものが重要ですね。北海道との重複の問題は想定されておりますか。

事務局（小山内調整担当係長） 先ほども申しましたけれども、北海道の食の安全・安心条例は、生産者の方へも目を向けており、その色合いが強く出ております。私どもは、生産というよりは、消費地でございますので、そちらにシフトして、観光、消費を意識したつくりをしたいと考えております。当然、ぶつかるようなところは除くことを考えておりますし、色合いとしても違うものになるのではないかと考えております。

補足として、北海道の場合、条例を所管しているところは、農政部局であるということもご理解願えればと思えます。

大西部会長 ありがとうございます。

今のご説明に対してご質問やご発言があれば、ご自由をお願いします。

藤原委員はよろしいですか。

藤原委員 今、確認しようと思ったところをご説明いただいたので、理解しました。消費地札幌としての条例ということですね。

行方委員 消費地という意味では非常に理解できるのですが、札幌市内でも意外と農産物をつくっております。「さっぽろとれたてっこ」や「エコファーマー」など、いろいろなところに見学へ行っていますし、東区のタマネギも有名ですし、レタスもすごくつくっています。新札幌には新札幌酪農もあります。ですから、消費地だけに特化されても、我々消費者としては違うかなという思いがあります。

事務局（小山内調整担当係長） 今の件ですが、決して生産者に向いていないということではなくて、生産者については道の条例でカバーできているという観点で、私どもで新たに条項を盛りなくてもいいのではないかとということです。ですから、道がつくっておらず、札幌でそういう条項を入れた方がいいのではないかとということであれば、我々も生産者向けの条項をつくらせていただくことはあるかと思えます。しかし、道条例で大方を網羅していると思えますので、今、委員のおっしゃったことはクリアできると思っております。

大西部会長 どうもありがとうございます。

ほかにご質問はございますか。

大宮委員 今の行方委員のご発言についてです。

北海道で制定している条例は、確かに北海道全体の農業の推進になると思うのです。しかし、札幌市の農業は、都市型農業という形で、消費者にとっても立場の違うというか、選び方の異なるものだと思うので、行方委員のおっしゃるとおりに検討していくべきかと消費者として思います。

事務局（小山内調整担当係長） 貴重な意見ですので、そちらも踏まえて御検討願えればと思います。

大金委員 基本的なことでお恥ずかしいのですが、道の条例と市の条例で整合性に矛盾が起こった場合、どちらに優劣がつくのですか。

大西部会長 基本的には道です。

もちろん、抵触することは好ましいことではありませんので、普通は事前にすり合わせをします。しかし、法的な処理としては、道側が折れた場合には札幌市を適用対象から外すというのが一般的な対応です。

事務局（小山内調整担当係長） 今、部会長がおっしゃったように、自治体では適用範囲から外しているところもあるのです。今は思い出せないのですが、県が条例を持っていて、その条例の適用を市には及ぼさないということは実際にある話です。

大西部会長 どうもありがとうございました。

ほかにご質問、ご発言があればお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

大西部会長 どうもありがとうございます。

それでは、4つ目の議題ですが、新たな条例の構成イメージを取り上げたいと思います。資料4に、新たな条例のイメージが載っております。これは、あくまでもイメージですので、これを参考にされて、皆様から忌憚のないご意見をいただけたらと思っております。まず初めに、事務局からご説明をお願いします。

事務局（小山内調整担当係長） それでは、引き続き説明させていただきます。

今、部会長からも話がありましたとおり、資料4につきましても、全く確定したものではありません。皆様方にイメージを持ってもらうために提出させていただいているものでございます。先ほど申したように、全国的な骨格的要素をここに落とさせていただいたものでございますので、特段、札幌らしさや各委員から出ている生産者をイメージしたような条項は載っておりません。総論的なお話として、皆さんにイメージをつかんでもらうために提出させていただいたものです。

簡単に、1番から説明させていただきます。

条例制定に係る背景は、先ほど来、説明させてもらっているものです。結局、条例をつくることによって「安全・安心な食のまち」の一助となり、条例により課題の解決を図り、要望の実現をしていけるものがないかと思っております。

2の条例の骨子ですが、課題と要望ということで、これは皆様方の意見を抽出し切れていませんので、参考までに見ていただければと思います。全国的にはこういう感じだという意味の、課題と要望ということで、食の安全と信頼の確保の基本的な考え方や、市民、事業者の意識の向上などの課題や要望が全国的にあり、総則や基本的な施策などの大きな分けがあって、条例の骨子の要素をそれぞれ落とし込んであります。

右側の「条例構成の考え方」ですが、左側の目的や基本理念でどんなものなのかというコメントを簡単に加えさせてもらいました。目的は、条例制定の趣旨を明確にするためのものですし、基本理念は食の安全と信頼の確保の推進についての基本的な考え方を規定しているものです。そういったものを資料に落とし込んでいるものでございます。

さらに右側は、主な要素や具体的な記載事項例です。これは、大きなくくりですので、条項としてそれぞれどんなものが挙げられるかということで、右に白丸で書いていますが、例えば目的であれば施策の総合的かつ計画的推進ということで、総論的なものを各論に落とし込んでいる図でございます。

条例そのものにつきましては、先ほど来申しているように、つくるかどうかも含めて皆様方で検討していただきたいと思っておりますが、つくるに当たっては、札幌らしさや実効性のある条例を目指していきたいと考えております。今日お示ししましたものをたたき台にさせていただいて、今後、ご意見をいただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。

大西部会長 どうもありがとうございます。

今のご説明に対して何かご質問、ご発言があればお願いします。

ご発言の中にたびたび出てきておりますけれども、「札幌らしさ」とか、目的実現のための手法として罰則を入れるかとか、第1回委員会の場でどなたかからご発言があったかと思うのですが、消費者に対する食に関する教育、食育も必要なのではないかというご発言もあったと記憶しております。こういうポイントになるような物の考え方、視点をぜひ積極的に皆様から出していただきたいと考えております。

いかがでしょうか。

今日のご議論の中でもいろいろな立場から幾つかの観点、視点が出ていたと理解しておりますけれども、せっかくですので、この場で何かございますか。

ちょっと難しい話になってしまうかもしれませんが、リスクマネジメントに関しては藤原委員が一番お詳しいかと思っております。

藤原委員 おっしゃるとおり、職務ですけれども、どこに焦点を当てるかによってかなり変わってくるものですから、私も頭の中で整理をしている最中です。いろいろな課題があるかと思っております。現実には、日本国内では、福島の影響で大変な思いをされている事業者が多いと思っておりますし、不安な消費者の方も多いと思っております。では、この問題が札幌市だったらどうするのだろうということを想定した条例をつくらなければならない、あるいは、消費者を守るため、事業者、生産者を守るための条例をつくるべきなのか、そういうところ

ろが頭の中でぐるぐる回っておりますので、次回までには整理しようと思いますが、現状、札幌市の事業者もかなり大変な状況にあるかと思っておりますので、札幌市で把握されている状況等をお知らせいただければ、一消費者としてはありがたい気がします。

事務局（宮原食の安全推進課長） 今回のセシウムの肉の関係につきましては、一番最初に申し上げましたが、市内に流通しているもので規制値を超えた状況ではありません。ただ、北海道を含めて流通があるものですから、結構忙しい状況にあります。

今の内容としては、そんなところです。

大西部会長 よろしいですか。

恐らく、今後の議論の中でリスクマネジメントも一つの大事なポイントになると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

その他ご発言が特になければ、そろそろ締めに移らせていただきたいと思います。

先ほど、事務局から資料2 - 4で今後のスケジュールについて大まかな説明がなされております。

それから、参考資料2がついております。これは、制定されるであろう条例をパターンAからDの4種類に分けて、どのようなスケジュールで条例が制定されていくかというプロセスを四つに分けてご説明しております。こういうスケジュールで進んでいくということです。

一番下にあるパターンDの罰則つきで規制が一番厳しい場合は、相当程度複雑な手続を経て行政のプロセスが進んでいくことになります。今回、もし条例を制定することになれば、どのようなところを目指していくのか、それによってスケジュールも相当程度変わることになるかと思っております。

それでは、まだご議論が出尽くしていないかもしれませんが、事務局におかれては、今日出されましたさまざまなご質問、ご意見を次回の会議に向けて整理していただきたいと思います。それから、この後に追加のご質問、ご意見等がある場合には、ご遠慮なく、別途、事務局へご連絡いただければと思います。また、議題4で考えなければならない条例全体の基本的なイメージ、視点は、時間をかけてもう少し具体的に詰めてまいりたいと思いますので、次回まで時間を置きまして、さらにご議論を深めていただきたいと思います。

最後のその他ですが、各委員から、こういう議題はどうだというもののおありでしたらご発言いただきたいと思います。

大宮委員 必要性、あるいは条例制定の目的になると思うのですが、せっかく一から条例をつくるのですから、札幌市民はもちろんのこと、こんな条例がある札幌市に住んでみたいと思わせるようなインパクトというか、例えば、子育て中の世代もそうですし、定年退職後の方々もそうかもしれないし、いろいろなターゲットはあると思うのですが、その方々に、こんな条例がある札幌市なら住んでみたいと思わせるような条例にしたらどうかと思います。そういう方向で議論をしたいと思っております。

大西部会長 大変貴重な視点をありがとうございます。

キャッチフレーズとして非常に有効なものだろうと思います。昔、森啓という先生がいましたけれども、森先生は日ごろから住んでみたいまちという言葉を使って議論されていました。

ほかにございませつか。

(「なし」と発言する者あり)

大西部会長 それでは、本日の議事を終了させていただきたいと申します。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

事務局(宮原食の安全推進課長) 部会長、どうもありがとうございました。

ただいま部会長からお話ありがとうございましたとあり、本日の部会終了後におきましても、ご意見等がございましたら、事務局にご連絡をいただきたいと存じます。

ここで、遅参してまいりました部長から、一言、ごあいさつを差し上げたいと申します。

事務局(木田食の安全担当部長) 食の安全担当部長の木田でございます。

全国的にも公表している自治体はほとんどありませんが、セシウムを含んだ稲わらを食べた牛の肉を、消費者に販売した店を公表することについて検討してありました関係で、遅参いたしました。

いわゆる食品衛生法の中では、営業者の方々に対して、適切な食品の製造や提供をしていただくためにいろいろな仕組みが盛り込まれていますが、食品に問題があったような場合、消費者の方々にもどのように公表していくかというようなことは必ずしも表現されていない状況にあります。

今回、札幌市としてはセシウムを含んだ稲わらを食べた牛の肉が市内で販売された場合は、店の名前を公表していくことといたしました。今後、検討いただく中で一般的に市民の食品への不安を解消するための新しい仕組みなどというようなことも含めまして、ご議論のほどよろしく御願いたしたいと申します。

本日は、大変ありがとうございました。

事務局(宮原食の安全推進課長) 次回の会議の開催につきましては、9月末ぐらいを予定してございますので、ご出席のほど、どうぞよろしく御願いたします。

なお、その際、事務局から事前に日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしく御願いたします。

## 5. 閉 会

事務局(宮原食の安全推進課長) 本日は、これもちまして閉会とさせていただきます。

誠にありがとうございました。